

安芸土木事務所管内  
豪雨に強い地域づくり推進会議

地域の取り組み方針

平成 30 年 5 月



## 1 はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において越水や堤防の決壊が発生し、多数の家屋浸水や孤立救助者が発生した。これを踏まえ、国は、施設では守り切れない大洪水が必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定し、国管理河川において、関係機関が一体となってハード・ソフトの両面から減災対策に取り組むこととなった。高知県においても一級河川の国管理区間を対象とした「物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「四万十川大規模氾濫に関する減災対策協議会」が設立されている。

その後、平成 28 年 8 月に相次いで発生した台風による豪雨では、北海道や東北地方において、道県等が管理する中小河川においても甚大な被害が発生した。

高知県ではこうした近年の災害や今後の気候変動に対応するため、関係者が連携して減災のための目標を共有し、豪雨災害が発生することを前提として備えることにより、豪雨に強い地域づくりを推進することを目的とする「豪雨に強い地域づくり推進会議（以下「推進会議」という）」を、県下 6 つの土木事務所管内単位で設置し、取り組みを強化することとした。

この「地域の取り組み方針」は、県が管理する一級・二級河川流域を対象として、推進会議の構成員が連携して減災のための取り組みを推進するために、現状や課題を整理し、減災のための目標を共有したうえで、実施する減災対策をとりまとめていくものである。

## 2 推進会議の規約と構成員

本推進会議の規約及び構成員とそれぞれの構成員が属する機関（以下「構成機関」という）を別紙 1 に示す。

## 3 減災のための目標

豪雨に強い地域づくりを進めるにあたっての減災のための目標は以下のとおりとした。

豪雨が発生したときでも、人命の確保を最大限図る

## 4 地域の概要

### 1) 管内の地域の特徴

(安芸土木事務所)

安芸土木事務所の管轄区域は安芸市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村の1市3町3村、その面積は約806平方キロメートルで県土の約11パーセントを占め、人口は約31,000人である。

管内における管理河川は二級河川11水系54河川で、その延長は約336キロメートルである。砂防指定溪流は106箇所、その延長は約187キロメートルである。急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所は71箇所、その面積は約163ヘクタールである。

(室戸事務所)

室戸事務所の管轄区域は室戸市、東洋町の1市1町、その面積は約322平方キロメートルで県土の約5パーセントを占め、人口は約15,000人である。

管内における管理河川は二級河川22水系29河川で、その延長は約132キロメートルである。砂防指定溪流は120箇所、その延長は約169キロメートルである。急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所は46箇所、その面積は約95ヘクタールである。

管内で所管する河川等の概要を別紙2に示す。

### 2) 過去の主な豪雨災害記録

#### ○ 昭和9年9月21日 室戸台風

室戸岬付近に上陸し、室戸で最低気圧911ヘクトパスカルを記録した台風で、全国で死者2,702名、不明者334名という被害をもたらした日本の災害史に残る台風災害である。魚梁瀬で日雨量406ミリを記録し、県内では122名が犠牲者となったが、うち119名が安芸郡の被害であった。

#### ○ 昭和47年6月から7月 台風第6、7、9号

台風による断続的な大雨によって、安芸川では床上浸水196棟の被害が発生し、安芸市が災害救助法の適用を受けた。

#### ○ 昭和50年8月 台風第5号

昭和50年8月に発生した台風第5号による豪雨で、高知県全域で死者・行方不明者77名、全半壊家屋2,160棟、床上・床下浸水家屋32,298棟の被害が発生した。県東部の被害は比較的少なかったが、奈半利川で8棟が床上浸水した。

○ 平成元年 8 月 集中豪雨

前線による集中豪雨により、和食川で床上浸水家屋 37 棟の被害が発生した。

○ 平成 16 年 10 月 台風第 23 号

台風第 23 号は 10 月 20 日に土佐清水市付近に上陸し土佐湾を抜け、室戸市付近に再上陸した。室戸市では高波によって 3 名が犠牲となった。また、安芸川支川の江の川で床上浸水家屋 18 棟の被害が発生した。

○ 平成 26 年 8 月 台風第 11 号、台風第 12 号

平成 26 年 8 月に相次いで発生した台風第 12 号、台風第 11 号は、前線の停滞と重なり、8 月 1 日から 10 日までの期間雨量が鳥形山で 2,000 ミリを超える等、県内各地点で観測史上最大の降雨を記録した。管内でも奈半利川や河内川、小池川流域で床上浸水家屋 15 棟の被害が発生した。

## 5 各構成機関の役割

各構成機関の平常時及び非常時（豪雨時）の減災のための役割は以下のとおりである。

### 1) 常時の対応

構成機関	役割
<p>県</p>	<p>(ソフト対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と調整し、住民の避難のために注意の必要な河川（水防上重要な河川）についてその現状を整理する。</li> <li>・市町村と調整し、住民の避難行動に有効な箇所への水位観測局、河川監視カメラ等の観測施設の整備を行う。</li> <li>・重大な被害が予想される河川について水位周知河川等への指定を行い、洪水浸水想定区域を指定する。</li> <li>・関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習会や避難訓練等を実施する。</li> <li>・市町村が実施する住民の避難に資する活動に対し、技術的な支援を行う。</li> </ul> <p>(ハード対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各機関が実施する内水、外水対策が効率的に行われるよう必要な調整を図る。</li> <li>・地域住民の生命を守るため、必要な河川改修や河川の維持管理を実施する。</li> <li>・所管する水門、排水機場、堰等の河川関連施設について適切な維持管理を行う。また許可工作物への適切な指導等を行う。</li> </ul>
<p>市町村</p>	<p>(ソフト対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水想定区域等を踏まえた、住民の円滑かつ迅速な避難のために必要な事項を記載したハザードマップを作成し、周知する。</li> <li>・洪水時に円滑かつ迅速な避難が必要と認める河川（洪水予報河川、水位周知河川を除く）について、過去の浸水状況等、水害の危険性について、住民への避難情報として提供する。</li> <li>・要配慮者利用施設（防災上の配慮を要する者が利用する施設）のうち、利用者の円滑かつ迅速な避難が必要であると認められる施設について、必要な指示を行う。</li> <li>・関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習会や避難訓練等を実施する。</li> </ul>

構成機関	役割
市町村	(ハード対策) <ul style="list-style-type: none"> <li>各機関が実施する内水、外水対策が効率的に行われるよう必要な調整を図る。</li> <li>所管する水門、排水機場、堰等の河川へ設置した工作物について適切な維持管理を行う。</li> </ul>
整備局	(ソフト対策) <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が実施する住民の避難に資する活動に対し、技術的な支援を行う。</li> <li>関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習会や避難訓練等を実施する。</li> </ul>
気象台	(ソフト対策) <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習会や避難訓練等を実施する。</li> <li>気象予測精度の向上を図る。</li> </ul>

## 2) 非常時（豪雨時）の対応

構成機関	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の避難に必要な管理河川の水位情報、堤防等の異常、氾濫に関する情報を市町村に伝達し、必要に応じて助言を行う。</li> <li>住民の避難に必要な土砂災害警戒情報を気象台と共同で発表し、必要に応じて助言を行う。</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等について、判断と住民へ周知を行う。</li> </ul>
整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>激甚な災害が発生し緊急を要する場合、侵入した水の排除活動や高度の機械力又は高度の専門的知識を要する水防活動等、市町村の水防活動の支援を行う。</li> </ul>
気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>各機関に防災気象情報を提供し、必要に応じて助言を行う。</li> <li>住民の避難に必要な土砂災害警戒情報を高知県と共同で発表し、必要に応じて助言を行う。</li> </ul>

## 6 各市町村の地域防災計画等の作成状況

各市町村の地域防災計画等の作成状況を以下に示す。平成 29 年 6 月の水防法改正への対応等、今後、各市町村の地域防災計画における課題等について整理検討していく。

市町村	策定（改定）年月	特記事項
室戸市	平成 30 年 3 月	
安芸市	平成 30 年 2 月	平成 30 年 6 月改定予定
東洋町	平成 28 年 12 月	
奈半利町	平成 29 年 6 月	
田野町	平成 27 年 9 月	
安田町	平成 27 年 3 月	
北川村	平成 24 年 2 月	
馬路村	平成 27 年 9 月	
芸西村	平成 26 年 6 月	



## 7 現況の課題

豪雨に強い地域づくりを推進するにあたっての現況の課題を以下のとおり整理した。

### (ソフト対策)

	課題
1	<p>(河川の管理レベルの向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水位観測やカメラによる監視を行っていない河川が多く、河川水位等による避難の判断が行えない地域が多くある（气象台の防災気象情報等で判断する必要がある）。</li> <li>・雨量観測所が不足している流域があり、今後、増設を検討する必要がある。</li> </ul>
2	<p>(水害リスク情報の提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水想定区域が指定された河川はなく、浸水リスク情報の提供が行えていない河川が多い等、住民へのリスク情報の周知が不十分な地域が多くある。</li> <li>・河川に多量の樹木が流れ込んだ場合を想定した被害リスクを検討する必要がある。</li> </ul>
3	<p>(要配慮者利用施設への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難確保計画の策定等が行えていない要配慮者利用施設が多くある。</li> <li>・市町村の地域防災計画に位置づけの必要な要配慮者利用施設について、対象となる施設の所管が多機関にわたる等、施設情報を市町村のみで把握することが難しく、情報を集約する必要がある。</li> </ul>
4	<p>(地域の防災力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、大きな災害の発生頻度が低下したこと等により、地域の災害に対する危機意識が希薄となっており、避難勧告等の重要な情報が発令されても住民が避難を行わない事象が発生している。</li> <li>・防災に関する専門的な知見を有する水防団員の減少が進み、地域の氾濫特性を踏まえた避難行動の支援や水防活動等に支障が生じるおそれがある。</li> <li>・地域の高齢化や過疎化の進行により、適切な避難行動を取れない世帯が増加するおそれがある。</li> </ul>

### (ハード対策)

	課題
1	<p>(治水対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川改修に予算と時間を必要とすることから、多くの河川では治水安全度がまだ低い状況にある。</li> </ul>
2	<p>(維持管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川や治水関連施設の維持管理を行うための費用は、施設の増加や老朽化のため増大傾向にある。</li> </ul>

8 課題への対応・取り組みについて

管内の82河川のうち、効率的、効果的な豪雨に強い地域づくりを進めていくため、水防上重要な河川から優先的に取り組みを進めて行く。平成29年度の取り組みと、今後概ね5年間の対応・取り組みについて以下のとおり整理した。

(ソフト対策)

課題番号	課題	平成29年度の取り組み	今後の対応・取り組み	取組機関	
1	河川の管理レベルの向上	・地域の水防上重要な河川の抽出と、河川の現況についての整理を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の状況を検証し、必要に応じて水防上重要な河川を追加する。</li> <li>・河川の現状について、河川形状や氾濫による影響等、地域の状況について整理を追加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位情報の必要な箇所への水位観測局の設置等の検討を行い、河川の水防上の管理レベルの向上を図る。</li> <li>・高水観測に特化した、低コストな危機管理型水位計の導入等により水位観測局整備を推進する。</li> <li>・必要に応じて住民避難の基準となる水位を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村</li> <li>県</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の水防上の重要度や現状に応じた防災対応を検討し、必要に応じて地域防災計画や防災マニュアルの見直しを行う。</li> </ul>	市町村	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の水防上重要な河川について、流域雨量指数の予測値を提供できるように追加設定作業を行う。</li> </ul>	気象台	

課題番号	課題	平成 29 年度の取り組み	今後の対応・取り組み	取組機関
1	河川の管理レベルの向上	－ ※管外の河川では鏡川、国分川、松田川、宇治川において 5 市町とホットラインの実施要綱を策定した。	・ホットラインの実施が有効であると考えられる河川について、順次検討を行う。	県 市町村
2	水害リスク情報の提供	－	・現在、水位周知河川に指定していない河川について、水位周知河川への指定及び洪水浸水想定区域の指定を検討していく。	県
		・浸水実績等の記録について調査を実施した。 ※安田町ではハザードマップで安田川の浸水実績及び氾濫想定を周知している。	・水害リスク情報の公表が有効な箇所の選定及び水害リスク図の作成を行う。	市町村 県
		－	・流木による通水阻害のおそれがある施設の抽出を行う。	県
3	要配慮者利用施設への対応	・要配慮者利用施設の情報について所管部署と、直近の施設情報を収集した。	・要配慮者利用施設の情報がある有効活用できるよう、県と市町村で共有方法の調整及び施設情報の整理を行う。	県 市町村
		・施設管理者に向けて水防法改正等についての説明会を実施した。	・避難確保計画等の作成についてホームページで情報提供を行う等、作成の支援を行う。	県
4	地域の防災力の向上	・必要に応じ災害に関する学習会や防災教育や防災訓練を実施している。	・学習会、防災教育、訓練を継続し、内容の充実を図る。 ・防災訓練等の実施状況を、河川ごとに整理し検証する。	県 市町村 整備局 气象台

(ハード対策)

課題 番号	課題	平成 29 年度の取り組み	今後の取り組み	取組 機関
1	治水対策	・以下の河川で、治水対策を実施している。 奈半利川、安田川、生見川 小池川、室津川、岩谷川 羽根川、佐喜浜川	・治水対策を継続していく。	県
2	維持管理	・河川や治水施設の機能を適切に発揮するため、適切な維持管理を実施している。	・限られた予算で効率的な維持管理が行われるよう、計画的な維持管理を実施していく。	県 市町村

## 9 フォローアップについて

各構成機関の取り組み等については、必要に応じて水防計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映させることにより、計画的、継続的に取り組むこととする。

推進会議については毎年開催し、取り組みの進捗状況や、新たな防災に関する施策、技術等を共有し、管内の取り組みの改善を図る。



## 安芸土木事務所管内 豪雨に強い地域づくり推進会議 規約

## (名称)

第1条 この会議は、「安芸土木事務所管内 豪雨に強い地域づくり推進会議」（以下「推進会議」という。）と称する。

## (目的)

第2条 過去の豪雨による災害の教訓を踏まえ、関係者が連携して減災のための目標を共有し、豪雨災害が発生することを前提として備えることにより、豪雨に強い地域づくりを推進することを目的とする。

## (推進会議の実施事項)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 現状の豪雨に対するリスク情報や取り組み状況の共有
- 二 豪雨に強い地域づくりを実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取り組み方針」の作成
- 三 「地域の取り組み方針」の実施状況のフォローアップ

## (組織)

第4条 推進会議は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 推進会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、推進会議構成員の同意を得て、必要に応じて学識経験者等の参加を求めることができる。

## (幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、推進会議の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について推進会議へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて学識経験者等の参加を求めることができる。

## (事務局)

第6条 推進会議の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、高知県土木部河川課で行う。

## (雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、推進会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、推進会議で定めるものとする。

## (附則)

本規約は、平成29年 2月 16日から施行する。

本規約は、平成30年 2月 19日から改正する。

(別表)

	推進会議	幹事会
室戸市	市長	防災対策課長
		建設土木課長
安芸市	市長	危機管理課長
		建設課長
東洋町	町長	総務課長
		産業建設課長
奈半利町	町長	総務課長
		地域振興課長
田野町	町長	総務課長
		まちづくり推進課長
安田町	町長	総務課長
		経済建設課長
北川村	村長	総務課長
		建設課長
馬路村	村長	総務課長
		産業建設課長
芸西村	村長	総務課長
		経済建設課長
気象庁高知地方气象台	台長	防災管理官
高知県危機管理部 危機管理・防災課	課長	チーフ（防災担当）
高知県安芸土木事務所	所長	河港建設課長
高知県安芸土木事務所 室戸事務所	所長	工務課長
高知県土木部防災砂防課	課長	チーフ（計画担当）
高知県土木部河川課	課長	チーフ（計画担当）
国土交通省四国地方整備局 高知河川国道事務所 (オプザバー)	所長	調査課長



## ○ 安芸土木事務所管内の河川の状況

水系名	河川名	安芸土木管理流路延長 (m)	備考
二級河川須川川	須川川	6,200	
二級河川長谷川	長谷川	4,800	
二級河川奈半利川	奈半利川	56,100	
	一支池谷川	3,500	
	二支丈丈川	1,300	
	一支加茂川	1,900	
	一支野川川	5,300	
	一支西谷川	6,900	
	一支小川川	18,869	
	二支矢筈谷川	1,652.5	
	一支月谷川	2,045	
	二支日の地川	180	
	一支東の川	9,154	
		11 河川	106,900.5
二級河川安田川	安田川	29,350	
	一支野田川	1,300	
	二支沖の沢谷川	574	
	一支横谷川	1,000	
	一支中ノ川川	2,600	
	二支西ノ川川	1,000	
	一支小川川	2,800	
	一支一谷川	1,000	
	一支西谷川	700	
	一支馬路中の川	6,165	
	一支東川	7,109	
	一支北路谷川	700	
	一支久藪谷川	400	
	一支長滝川	600	
	一支栃谷川	400	
		15 河川	55,698

水系名	河川名	安芸土木管理流路延長 (m)	備考
二級河川東谷川	東谷川	1,820	
	一支ウツデ谷川	100	
	2河川	1,920	
二級河川名村川	名村川	14,800	
二級河川伊尾木川	伊尾木川	42,100	
	一支大谷川	3,750	
	一支横荒川	3,500	
	二支桃ノ木谷川	300	
	一支高橋川	1,400	
	5河川	51,050	
二級河川安芸川	安芸川	26,700	
	一支江ノ川	3,000	
	二支帯谷川	4,400	
	一支派川帯谷川	1,462	
	一支見谷川	2,500	
	一支江川川	11,150	
	二支八ノ谷川	3,000	
	一支小谷川	3,000	
	一支尾川川	7,250	
	一支岩井谷川	500	
	一支大野川	1,650	
	11河川	64,612	
二級河川穴内川	穴内川	4,800	
二級河川赤野川	赤野川	13,400	
	一支メサイ川	1,535	
	2河川	14,935	
二級河川和食川	和食川	4,900	
	一支長谷川	2,825	
	一支谷内川	2,700	
	一支間谷川	310	
	4河川	10,735	
合計 11水系	54河川	336,451	

○ 安芸土木事務所管内の砂防指定地の状況

水系名	溪流名	市町村名	流路延長(m)	事業実施状況	備考
伊尾木川	黒瀬谷川	安芸市	675	○	
	久保ヶ谷川	〃	3,200	○	(土)
	唐谷川	〃	2,800	○	
	小川川	〃	1,035	○	
	小谷川	〃	6,000	×	
	泉ヶ谷川	〃	90	×	
	山ヶ谷川	〃	340	×	
	横荒川	〃	5,000	○	
	安京谷川	〃	470	×	
小計	9		19,610		
安芸川	安芸川	安芸市	3,100	○	
	見谷川及び支川	〃	6,640	○	(土)
	江川川	〃	6,600	○	
	八ノ谷川	〃	4,000	×	
	江の川	〃	1,100	×	
	黒鳥谷川	〃	610	○	(土)
	帯谷川	〃	2,200	○	
	政久谷川	〃	1,000	○	(土)
	岩谷川	〃	1,040	○	(土)
	黒岩谷川	〃	100	○	(土)
	東明見谷川	〃	2,600	○	(土)
	中の谷川	〃	1,400	○	(土)
	曲谷川	〃	1,400	○	(土)
	尾川川	〃	3,500	○	
	折谷川	〃	1,598	○	(土)
	白木谷川	〃	1,900	○	
	日裏谷川	〃	800	○	
寺ヶ谷川	〃	1,047	○		
小計	18		40,635		
穴内川	穴内川	安芸市	4,500	×	
	サカイガ谷川	〃	730	×	
	小計	2		5,230	
八丁谷川	八丁谷川	安芸市	124	○	
八流川	八流川	〃	2,020	○	(土)
琵琶ヶ谷川	琵琶ヶ谷川	奈半利町	3,000	○	
須川川	須川川	〃	5,450	○	

凡例

- 着手済み溪流    △ 当該年度施工予定箇所    (土) 土石流危険溪流  
 × 未着手

水系名	溪流名	市町村名	流路延長(m)	事業実施状況	備考
ナスビ谷川	ナスビ谷川	奈半利町	190	○	(土)
塩田谷川	塩田谷川及び支川	〃	500	×	
五軒丁谷川	五軒丁谷川	〃	280	○	(土)
不動谷川	不動谷川	〃	1,910	○	
宇曹谷川	宇曹谷川	〃	450	○	
平谷川	平谷川	〃	150	○	(土)
奈半利川	暗の谷川	〃	122	○	(土)
	長谷川	〃	3,000	○	
	正月谷川	〃	800	○	
	明白谷川	〃	255	○	(土)
	改谷川	〃	1,300	○	(土)
	スリコミ谷川	〃	200	×	
	佐古谷川	〃	2,000	×	
	亦市谷川	北川村	200	○	(土)
	加茂川	〃	940	○	(土)
	野川川	〃	8,400	○	
	西谷川	〃	4,535	○	(土)
	宗ノ上川	〃	5,500	○	
	崎山川	〃	350	○	(土)
	池谷川 1	〃	3,200	○	
	池谷川 2	〃	272	○	
	寺谷川	〃	275	○	
	社城谷川	〃	1,473	○	(土)
	瀬戸ヶ谷川	〃	2,600	○	
	猪の谷川	〃	536	○	(土)
	菖蒲谷川	〃	520	○	(土)
	嘉平谷川	〃	1,640	○	(土)
	泉中谷川	〃	380	○	
小計	22		38,498		
安田川	安田川	安田町	14,500	○	
	沖ノ沢谷川	〃	300	×	
	フロノ谷川	〃	200	○	
	野田川	〃	1,900	○	(土)
	尻切谷川	〃	1,000	×	
	中ノ川川	〃	227	○	(土)
	西谷川	〃	1,000	×	
	小松谷川	〃	500	○	
	川田ヶ谷川	〃	700	○	
	クレ石谷川	〃	820	○	
	中の川	〃	1,200	○	(土)
	西の川	〃	1,300	○	(土)
	中村谷川	〃	280	○	(土)

凡例

○ 着手済み溪流    △ 当該年度施工予定箇所    (土) 土石流危険溪流  
× 未着手

水系名	溪流名	市町村名	流路延長(m)	事業実施状況	備考
安田川	小川川	安田町	2,500	×	
	田の尻川	〃	180	○	
	和田谷川	〃	330	○	(土)
	荒田川	〃	818	○	
	セトガ谷川	〃	400	△	(土)
	朝日出谷川	馬路村	1,000	○	(土)
	グドラジ谷川	〃	320	○	
	栃谷川	〃	900	○	
	瀬戸ヶ谷川	〃	940	△	(土)
	甫木谷川	〃	500	○	(土)
	上坪谷川	〃	140	○	(土)
	古田谷川	〃	500	×	
	西甫木谷川	〃	135	○	
	樋ノ口谷川	〃	1,000	△	
	小計	27		33,590	
東の谷川	東の谷川	安田町	1,050	○	(土)
	椎ノ木谷川	〃	440	○	
	小計	2		1,490	
東谷川	東谷川	安田町	650	○	
	東谷川支川	〃	500	×	
	小計	2		1,150	
谷口川	谷口川	安田町	1,100	○	
堀川谷川	堀川谷川	〃	3,000	○	
赤野川	赤野川	安芸市	8,600	○	
	メサイ川	〃	2,500	○	
	二支長谷川	〃	710	○	
	竹藪川	〃	2,800	○	
	城ヶ谷川	〃	2,000	○	
	小計	5		16,610	
和食川	アゾウ谷川	芸西村	2,000	○	
	長谷川	〃	2,900	○	
	谷内川	〃	3,200	○	
	岡谷川	〃	800	○	
	奥出川	〃	2,200	○	
	東谷川	〃	350	○	
	西谷川	〃	900	○	(土)
	小計	7		12,350	
22水系	合計 106溪流		187,337	着手済み溪流 (86)箇所 当該年度施行予定箇所 (3)箇所 未着手(17)箇所	

凡例

- 着手済み溪流    △ 当該年度施工予定箇所    (土) 土石流危険溪流  
× 未着手

○ 安芸土木事務所管内の急傾斜地崩壊危険区域の状況

区 域 名	市 町 村 名(危険個所)	面 積 (ha)	事業実施状況	備 考
加 領 郷	奈 半 利 町 (18)	1.75	○	
加 領 郷 (中)	〃	1.24	○	
中 里	〃	1.41	○	
十 市	〃	0.90	○	
六 本 松	〃	1.50	○	
宮 ノ 岡	〃	0.34	○	
〃 (東)	〃	4.58	○	
中 村	北 川 村 (34)	5.28	○	
崎 山	〃	7.61	○	
田 ノ 上	〃	5.85	○	
久 保	〃	3.10	○	
磯 ノ 鼻	〃	4.17	○	
二 又	〃	4.80	○	
久 府 付	〃	6.30	○	
久 江 ノ 上	〃	2.60	○	
城 ノ 前	〃	1.85	○	
東 野 友	〃	1.91	○	
小 島	〃	1.18	○	
〃	〃	0.93	○	
平 鍋	〃	1.37	△	
西 甫 木	馬 路 村 (21)	0.34	○	
〃	〃	0.49	○	
甫 木	〃	2.22	○	
日 浦	〃	2.86	○	
丸 山	〃	0.70	○	
上 坪	〃	2.01	○	
朝 日 出	〃	3.73	○	
八 川	〃	4.00	○	
ササクビ	〃	2.87	○	
馬 路 下 田	〃	1.67	○	
朝 日 出 (北)	〃	1.53	○	
北 路	〃	0.61	○	
千 福	田 野 町 (13)	1.41	○	
高 田 東・西	〃	2.92	○	
杉 谷	〃	1.35	○	
〃	〃	1.00	○	
赤 地	〃	1.50	○	
安 田	安 田 町 (39)	9.60	○	
正 弘	〃	1.61	○	
正 弘 下	〃	1.05	○	
不 動	〃	1.30	○	
西 島	〃	7.50	○	
〃	〃	0.89	○	
薬 師	〃	0.70	○	
瀬 切	〃	2.70	○	
瀬 切	〃	2.00	○	
西 北	〃	4.64	○	
船 倉	〃	2.30	○	
薬 師 (西)	〃	0.90	○	
城 様	〃	0.90	○	

区 域 名	市 町 村 名(危険箇所)	面 積 (ha)	事業実施状況	備 考
正 弘 日 浦	安田町	1.01	○	
別 所	〃	0.57	○	
与 床	〃	1.32	○	
〃	〃	0.95	○	
服 部	〃	0.89	○	
上 間 下	〃	0.77	△	
下 間 下	〃	0.61	△	
洞 の 南	安芸市(90)	1.94	○	
下 山	安芸市	1.70	○	
下 尾 川	〃	12.99	○	
下 尾 川(下)	〃	0.76	○	
洞 の 南(西)	〃	1.85	○	
一 ノ 谷	〃	1.47	○	
栃 ノ 木	〃	1.25	○	
下 山(西)	〃	1.12	○	
奈 比 賀	〃	1.65	○	
栃ノ木(西地)	〃	1.47	○	
エ ゲ 谷	〃	0.48	△	
瓜 生 谷(東)	芸西村(18)	1.68	○	
長 谷	〃	1.67	○	
妙 見 口	〃	0.58	○	
計 71	危険箇所計(233)	162.70	既成(中断を含む)(67)箇所 当該年度施行予定箇所(4)箇所	

凡例

○ 既成(中断を含む) △ 当該年度施工予定箇所 × 未着手

## ○ 室戸事務所管内の河川の状況

(平成30年4月1日現在)

水系名	河川名	流路延長	備考
二級河川 小池川	小池川	2,750 <sup>m</sup>	
二級河川 河内川	河内川	3,100	
二級河川 生見川	生見川	1,650	
二級河川 相間川	相間川	2,200	
二級河川 野根川	野根川	14,250	
	1支 別役川	4,900	
	1支 檜地川	2,817	
	1支 日曾谷川	2,153	
二級河川 入木川	入木川	4,900	
二級河川 佐喜浜川	佐喜浜川	12,500	
	1支 宇ヶ川	1,300	
	1支 唐谷川	2,330	
二級河川 弥ヶ谷川	弥ヶ谷川	400	
二級河川 尾崎川	尾崎川	3,100	
	1支 馬ヶ谷川	1,600	
二級河川 椎名川	椎名川	1,350	



水系名	河川名	流路延長	備考
二級河川 室津川	室津川	8,700 <sup>m</sup>	
二級河川 奈良師川	奈良師川	2,350	
二級河川 岩谷川	岩谷川	1,250	
二級河川 元川	元川	8,200	
二級河川 盲堂谷川	盲堂谷川	700	
二級河川 津以谷川	津以谷川	400	
二級河川 東ノ川	東ノ川	9,150	
二級河川 西ノ川	西ノ川	16,750	
二級河川 黒茂谷川	黒茂谷川	1,170	
二級河川 羽根川	羽根川	16,850	
	1支 井ノ谷川	2,600	
二級河川 加僧谷川	加僧谷川	1,700	
二級河川 赤木谷川	赤木谷川	1,200	
合計 22水系	29河川	132,320	

## ○ 室戸事務所管内の砂防指定地の状況

(平成30年4月1日現在)

番号	水系名	溪流名	市町村名	延長km	実施状況	備考
1	東股谷川	東股谷川	東洋町	0.19	○	
2	東谷川	東谷川	〃	0.13	○	
3	西の谷川	西の谷川	〃	0.15	○	
4	河内川	奥河内川	〃	0.50	○	
5		深ヶ谷川	〃	0.24	○	
		小計 2ヶ所		0.74		
6	野根谷川	野根谷川	東洋町	0.35	○	
7		北谷川	〃	0.16	○	
		小計 2ヶ所		0.51		
8	生見川	生見川	東洋町	0.25	○	
9	井ノ谷川	井ノ谷川	〃	1.50	○	
10		せんどヶ谷川	〃	0.27	○	
		小計 2ヶ所		1.77		
11	野根川	大谷川	東洋町	1.80	○	
12		三崎谷川	〃	0.50	○	
13		別役川	〃	4.80	○	
14		ゴーロ谷川	〃	0.52	○	
15		追廻し谷川	〃	0.85	○	
16		稲木川	〃	1.90	○	
17		押野川	〃	2.90	○	
18		ゴンニャク谷川	〃	0.72	○	
19		つづら谷川	〃	1.50	○	
20		宮の前谷川	〃	0.48	○	
21		内田川	〃	1.30	○	
22		寺ヶ谷川	〃	1.08	○	
23		檜地川	〃	3.29	○	
24		鳴谷川	〃	2.00	○	
25		火口ヶ谷川	〃	1.17	○	
	小計 15ヶ所		24.81			

番号	水系名	溪流名	市町村名	延長km	実施状況	備考
26	入木川	露谷川	室戸市	1.73	○	
27	西谷川	西谷川	〃	0.54	○	
28	佐喜浜川	佐喜浜川	〃	7.33	○	
29		根丸谷川	〃	0.60	○	
30		宇田奥谷川	〃	0.60	○	
31		唐谷川	〃	2.70	○	
32		苔坂谷川	〃	0.70	○	
33		小山谷川	〃	0.80	○	
34		大山谷川	〃	0.16	○	
35		首付谷川	〃	1.80	×	
36		保能母谷川	〃	1.50	○	
37		中尾川	〃	2.20	○	
38		上中尾川	〃	1.10	○	
39		唐戸川	〃	1.80	○	
40		小坂川	〃	2.30	○	
41		相見川	〃	2.00	○	
42		段の谷川	〃	0.30	○	
		小計15ヶ所		25.89		
43	弥ヶ谷川	弥ヶ谷川	室戸市	1.00	○	
44	井口谷川	井口谷川	〃	0.35	×	
45	尾崎川	ハケ谷川	〃	0.70	×	
46	イッキ谷川	イッキ谷川	〃	0.32	○	
47	カブカ谷川	カブカ谷川	〃	0.60	×	
48	若松谷川	若松谷川	〃	0.40	○	
49	崩谷川	崩谷川	〃	0.42	○	
50	岩谷川	岩谷川	〃	1.30	○	
51	水尻谷川	水尻谷川	〃	0.70	○	
52	ヲソ越谷川	ヲソ越谷川	〃	1.80	○	
53	ことが谷川	ことが谷川	〃	0.80	○	
54	薬師谷川	薬師谷川	〃	0.70	○	

番号	水系名	溪流名	市町村名	延長km	実施状況	備考
55	ヤナゴ谷川	ヤナゴ谷川	室戸市	0.70	○	
56	庄屋谷川	庄屋谷川	〃	0.70	○	
57	三津大谷川	三津大谷川	〃	0.80	○	
58	インキョ谷川	インキョ谷川	〃	0.80	×	
59	大谷川	大谷川	〃	0.80	×	
60	ワシガ谷川	ワシガ谷川	〃	1.80	×	
61	杉ヶ谷川	杉ヶ谷川	〃	0.80	×	
62	カサ松谷川	カサ松谷川	〃	0.25	×	
63	空谷川	空谷川	〃	0.40	×	
64	東大谷川	東大谷川	〃	1.80	○	
65		タブタ谷川	〃	0.42	×	
		小計2ヶ所		2.22		
66	琴平谷川	琴平谷川	室戸市	1.30	○	
67	西大谷川	西大谷川	〃	1.60	○	
68	猫捨谷川	猫捨谷川	〃	0.60	○	
69	水無谷川	水無谷川	〃	0.12	○	
70	樽石谷川	樽石谷川	〃	1.40	○	
71	菜生谷川	菜生谷川	〃	1.69	○	
72	室津川	室津川	〃	5.10	○	
73		蔵戸谷川	〃	1.50	×	
74		ミヨラ谷川	〃	1.50	×	
75		磯道谷川	〃	2.50	○	
76		高井田谷川	〃	1.40	×	
77		南ヶ谷川	〃	0.55	○	
78		行所谷川	〃	0.50	×	
79		弘ヶ谷川	〃	0.80	○	
80		西谷川	〃	0.80	○	
81		タカ谷川	〃	0.80	×	
82		西谷川	〃	1.20	○	
83		牛ヶ谷川	〃	0.35	×	
		小計12ヶ所		17.00		

番号	水系名	溪流名	市町村名	延長km	実施状況	備考
84	坊ヶ谷川	坊ヶ谷川	室戸市	0.74	○	
85	桶ノ谷川	桶ノ谷川	〃	0.30	○	
86		池ヶ谷川	〃	0.94	○	
		小計2ヶ所		1.24		
87	元川	元川(西川)	室戸市	0.50	○	
88		東川川	〃	3.50	×	
		小計2ヶ所		4.00		
89	米ヶ谷川	米ヶ谷川	室戸市	0.40	×	
90	盲堂谷川	盲堂谷川	〃	0.20	○	
91	東の川	東の川	〃	2.00	○	
92		五郎兵衛谷川	〃	1.20	○	
93		ハヶ谷川	〃	0.70	×	
94		大桜谷川	〃	0.80	○	
95		弘野谷川	〃	1.00	×	
96		材木谷川	〃	2.30	×	
97		釣ヶ谷川	〃	1.30	×	
98		弘野東谷川	〃	0.12	○	
		小計8ヶ所		9.42		
99		西ノ川	西ノ川	室戸市	11.80	○
100	ココヶ谷川		〃	0.50	○	
101	中谷川		〃	0.90	×	
102	西谷口谷川		〃	2.70	×	
103	中の川川		〃	0.29	○	
	小計5ヶ所			16.19		
104	千谷川	千谷川	室戸市	0.80	○	
105	東二又川	東二又川	〃	1.50	○	

番号	水系名	溪流名	市町村名	延長km	実施状況	備考
106	羽根川	羽根川	〃	18.00	○	
107		曾津谷川	〃	0.80	○	
108		明所谷川	〃	0.70	○	
109		小川谷川	〃	6.00	○	
110		家ヶ谷川	〃	1.20	○	
111		井の谷川	〃	0.70	×	
112		中野谷川	〃	0.33	○	
		小計7ヶ所			27.73	
113	加僧谷川	加僧谷川	室戸市	4.00	○	
114	赤木谷川	赤木谷川	室戸市	2.15	○	
115		御山谷川	〃	0.35	○	
		小計2ヶ所			2.50	
116	深谷川	深谷川	室戸市	0.50	×	
117	繁昌谷川	繁昌谷川	〃	0.20	○	
118	飛鳥谷川	飛鳥谷川	〃	0.15	○	
119	ハケガ谷川	ハケガ谷川	〃	0.13	○	
120	高浜谷川	高浜谷川	〃	0.55	○	
合計	57水系	120ヶ所		169.03	土石流危険溪流 (128箇所)	

○ 概成（中断を含む）93ヶ所

× 未着手 27ヶ所

○ 室戸事務所管内の急傾斜地崩壊危険区域の指定一覧表（平成30年4月1日現在）

番号	区域名	位置	面積ha	実施状況	備考
1	東 股	東 洋 町 甲 浦	2.10	○	
2	船 蔵	〃	1.11	○	
3	中 町	〃	2.71	○	
4	東 町	〃	1.51	○	
5	西 町	〃	2.45	○	
6	船 越	〃	3.68	○	
7	西 谷	〃	2.10	○	
8	愛 宕 山	〃	0.11	○	
9	小 池	〃 河 内	3.14	○	
10	玉 泉	〃	1.37	○	
11	飛 鳥	室 戸 市 椎 名	4.38	○	
12	椎 名	〃	2.68	○	
13	津 呂	〃 津 呂	2.30	○	
14	豊 岡	〃	1.39	○	
15	高 浜	〃	1.43	○	
16	菜 生 東	〃	0.26	○	
17	菜 生	〃	1.61	○	
18	西 ケ 峰	〃	2.28	○	
19	浮 津	〃 浮 津	2.20	○	
20	日 南	〃 吉 良 川 町	4.00	○	
21	羽 根 船 場	〃 羽 根 町	3.60	○	
22	西 船 場	〃	0.64	○	
23	宮 原	〃 浮 津	1.05	○	
24	高 浜（東）	〃 室 戸 岬 町	2.94	○	

番号	区 域 名	位 置	面積ha	実施状況	備 考
25	飛鳥（東）	室戸市清水	1.64	○	
26	中川内	〃 中川内	3.61	○	
27	小山	〃 佐喜浜町	3.42	○	
28	菜生（西）	〃 津呂	2.03	○	
29	東股谷	東洋町甲浦	2.50	○	
30	奈良師	室戸市元	1.60	○	
31	名留川	東洋町野根	1.50	○	
32	尾崎	室戸市佐喜浜町	1.34	○	
33	葛籠	東洋町野根	1.90	○	
34	稲石	室戸市稲石	1.86	○	
35	尾崎（西）	〃 佐喜浜町	2.80	○	
36	城床山	〃 耳崎	1.60	○	
37	池北	東洋町野根	2.30	○	
38	大斗	〃 大斗	1.80	○	
39	脇地	室戸市脇地	3.00	○	
40	内田	東洋町野根	1.70	○	
41	旭ヶ丘	室戸市浮津	2.66	○	
42	珍地	〃 吉良川町	1.24	○	
43	高岡	〃 室戸岬町	1.26	○	
44	中島上	東洋町野根	1.51	○	
45	丸山	室戸市室戸岬町	0.42	○	
46	中里	室戸市佐喜浜町	2.45	△	
	計	46ヶ所	95.18	危険箇所(149ヶ所)	

○ 概成（中断含む） 45箇所

△ H30 施工予定箇所 1箇所